



令和2年4月10日

文部科学大臣

萩生田 光一 様

一般社団法人 公立大学協会

会長 鬼頭 宏



「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における  
公立大学への支援について

新型コロナウイルス感染症の全国的な広がりを踏まえ、4月7日、政府においては、法に基づく緊急事態宣言を発すると同時に、緊急経済対策が定められ、文部科学省においても補正予算による「緊急経済対策パッケージ」が示されました。

全国94の公立大学においても、感染拡大の状況を受けて、学生の健康・安全を守るため、あるいは学生を含む大学関係者を介した感染拡大を予防するために、当面の授業開始の見合わせを行うと同時に、遠隔授業の環境整備などに取り組み始めています。

同時に、国公立大学の学生の中で、もっとも厳しい家計状況におかれた公立大学生は、感染症の影響による家計状況の急速な悪化や、自身の学生生活を支えるアルバイトの機会を喪失する危機に直面しています。

こうした状況の中、文部科学省の示す補正予算では、各種の支援の対象に公立大学が欠落しています。通常の前年度措置とは異なり、国家的な危機の中での対応であることに鑑み、その対応において、公立大学生だけが取り残されることはあってはならないと考えます。

文部科学省におかれましては、引き続きの補正予算等の措置において、以下の対応を行うよう緊急に要望いたします。

- 「新型コロナウイルス感染症」の影響により、家計が急変した家庭の学生に対する支援において、修学支援新制度の対象外となる公立大学生についても措置の対象に加えること。
- 大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保において公立大学についても措置の対象に加えること。
- その他の公立大学生の支援のための必要な措置において、文部科学省として十分目配りを行うとともに、必要な措置に対する設置自治体の対応について、高等教育の所管庁として適切な指導を行うこと。

(以上)